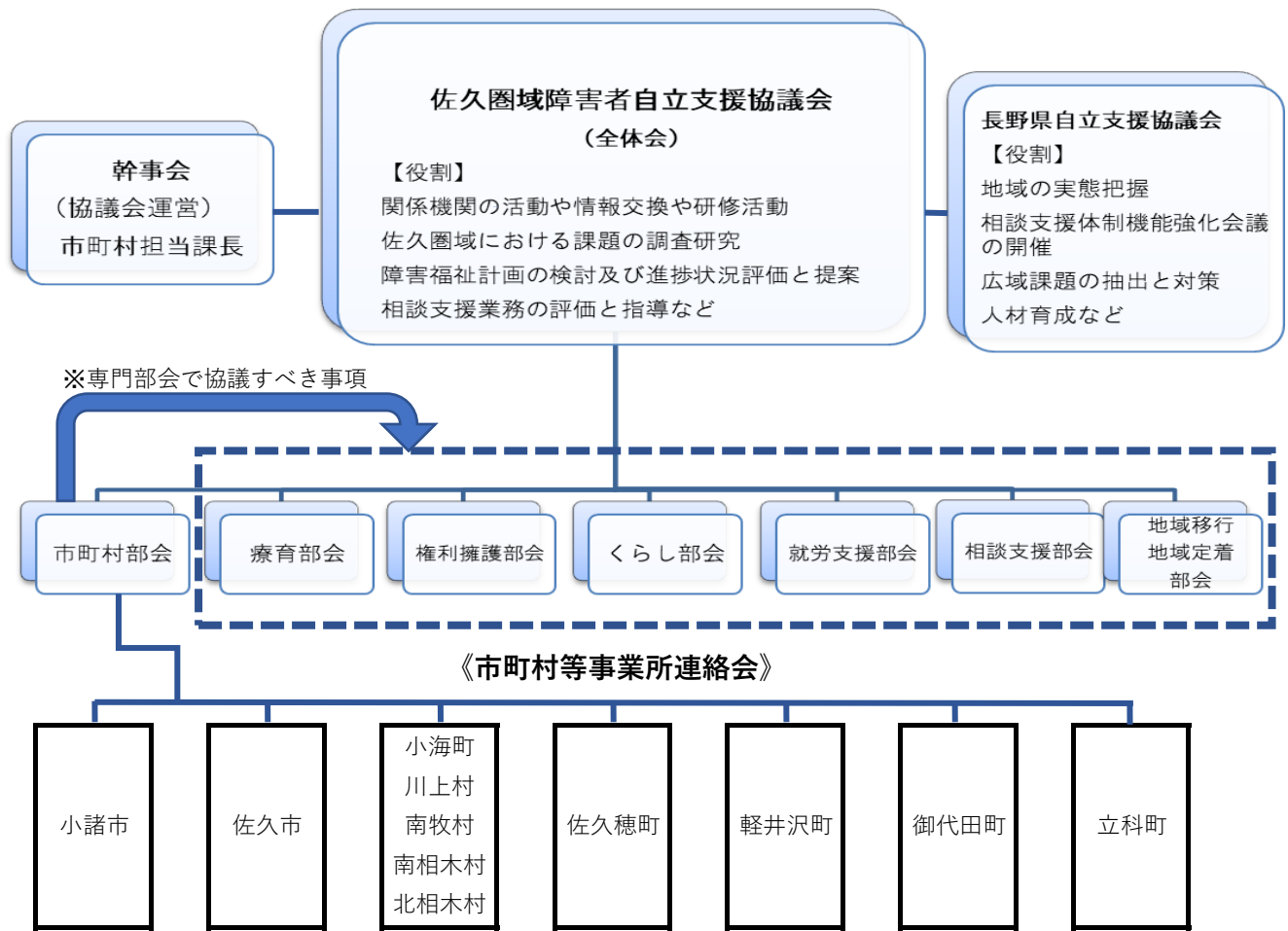


佐久圏域障害者自立支援協議会



- ※市町村等事業所連絡会
- 1 市町村部会の活動の一環として、「市町村事業所連絡会」を置く。
 - 2 各市町村の特性を踏まえた上で、複数市町村または市町村ごととする。
 - 3 具体的な困難事例等から、市町村ごとの課題を明確化する。
 - 4 課題解決策について協議し、圏域全域に共通した課題については各部会の協議事項とする。

市町村等事業所連絡会以外の活動（ワーキンググループ等）

- 人材育成ワーキング
- 精神障がい者ピアサポートワーキング
- 医療的ケア児等支援体制検討会
- 地域生活支援拠点等の整備に関するコア会議

事業所連絡会メンバー

- 障害福祉担当課職員
- 相談支援専門員（市町村）
- 基幹相談支援センター
- 保健福祉事務所 等

障害福祉

障害福祉サービス事業者
居宅、通所、就労、GH、入所、医療等関連機関

※さらに、協議するテーマによっては下記の機関に参加依頼

| 保健 | 子育て | 高齢者 | 当事者団体 |
|--|---|--|--|
| 地域ケアシステム | 要対協 | 地域ケア会議 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療担当課 ・ 保険福祉事務所 ・ 医療機関 ・ 社会福祉協議会 ・ 介護保険事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健担当課 ・ 教育委員会 ・ 児童相談所 ・ 児童養護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉担当課 ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会 ・ 介護サービス事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉協会 ・ 手をつなぐ育成会 ・ 精神障害者家族会 ・ 発達障害者家族会 ・ 医療的ケア保護者会 |